

災害時における老人保健施設サービス継続のための連携等に関する協定書

静岡県老人保健施設協会（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）とは、老人保健施設における災害対策の強化を円滑に推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した時（以下「災害時」という。）の老人保健施設のサービス継続のため、施設間や地域との連携を促進するとともに、被災施設等への支援体制を構築することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（甲の役割）

第2条 甲は、甲の会員（以下「会員」という。）に対し、次の事項について協力を要請するものとする。

- (1) 会員は、静岡県内及び近隣県で介護環境を確保できる同種又は類似の施設（以下「同種施設」という。）間で、施設利用者の受入れや職員の派遣等経営資源の融通を内容とした連携協定（以下「連携協定」という。）の締結に努めること。
- (2) 会員は、日頃から地域貢献活動等を通して自治会等と関係を深め、災害時には地域住民からの支援の受入れや避難所生活が困難になった高齢者等（以下「要援護者」という。）の受入れ等双方向の連携を行えるように努めること。
- (3) 会員は、市町との間で、災害時に要援護者の避難施設として施設を使用することに関する協定の締結に努めること。
- (4) 会員は、災害時において、要援護者の受入れ、職員の派遣その他について、乙又は市町から要請があった場合には、できる限り受諾するよう努めること。
- (5) 会員は、災害時において、連携協定に基づく施設利用者の受入れや職員の派遣等を行った場合、甲を通じて乙に報告すること。

（乙の役割）

第3条 乙は、同種施設間での連携協定の締結に係る指導、助言又は調整を行う。

2 乙は、同種施設間での連携協定の締結状況及び災害時における会員の派遣可能な職員数の登録を行う。

3 乙は、災害時において、市町等から介護職員等の派遣要請等があった場合には、甲及び関係機関等との調整を図るものとする。

（相互連携）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

2 乙は、会員が第2条の協力を効果的に実施できるよう、近隣県、県内各市町及び関係機関に対して当協定の締結について周知するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙間において協議するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年3月17日

甲 富士市大淵3901-1

静岡県老人保健施設協会

会長

中島一彦

乙 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部長

宮城島好史